

令和4年度 放課後児童クラブの利用申込みについて(一斉募集)

- 年度途中からの利用、長期休業期間のみの利用の場合も、申込期間内に必ずお申し込みください。
- 利用申込みは年度毎に行います。引き続き利用を希望する方も改めて申込みが必要です。
- 利用を希望される方は、申込期間内に必要な書類をすべて揃えて、提出してください。
- 申込者多数の場合は、利用をお待ちいただくことがあります。

1 申込期間

令和3年10月1日(金曜日)から令和3年10月29日(金曜日)まで

2 放課後児童クラブについて

就労や介護、病気等により、放課後に保護者が家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

(1) 町内の放課後児童クラブ

○飯田放課後児童クラブ
(飯田小学校内)

○宮園放課後児童クラブ
(宮園小学校内)

○森放課後児童クラブ
(森小学校内)

※長期休業期間中のみの利用申込の場合、在学している学校内にあるクラブではなく、他校内のクラブまたは町内全域の児童を対象に別施設で受け入れる可能性があります。

※土曜日は、町内全域の児童を対象に森放課後児童クラブで実施予定です。

(2) 開所日・時間

	開所時間	備考
学期中(平日)	下校時から17時30分	延長利用の申込者は 18時00分まで
長期休業期間及び土曜日	8時30分から17時30分	

○長期休業期間は、小学校により異なる場合があります。

○長期休業期間とは、終業式の翌日～始業式の前日までの間です。

○土曜日は申込者のみ対象

(3) 閉所日

日曜日・祝日、盆休み(8月12日～18日)、年末年始(12月28日～1月5日)

3 申込書類

記入漏れ等がないか必ず確認のうえ、提出してください。

書類	通年利用 (学期中+長期休業期間)	学校の長期休業期間のみの 利用(春・夏・冬休み期間)
①放課後児童クラブ申込書	必須	必須
②放課後児童クラブ調査票	必須	必須
③養育を必要とする証明書※ (就労証明書、申立書等)	必須	必須
④放課後児童クラブ延長・土曜日 利用申込書	延長・土曜日利用を 希望する場合のみ	延長・土曜日利用を 希望する場合のみ
⑤長期休業期間のみの申出書	不要	必須

※養育を必要とする証明書

父・母及び同居する(別世帯及び隣接も含む。)65歳未満の家族の方(祖父母、おじ・おば、きょうだい等)の証明書が必要です。

養育を必要とする理由	養育の必要性を確認する書類(証明書)
就労(会社員・自営業)	就労証明書 ※就労先(内定先)にて記載・証明をお願いします
疾病・障がい	申立書+医師の診断書または障害者手帳の写し等
家族の介護	申立書+介護が必要となる証明書の写し (介護保険被保険者証の写し、医師の診断書等)
看護	申立書+医師の診断書(療養等に必要期間が記載されているもの)
災害復旧	申立書+罹災証明書等
求職活動	申立書+ハローワークカードの写し、派遣登録証の写し等
就学	申立書+在学証明書、学生証の写し等
妊娠・出産	申立書+母子健康手帳の写し

4 利用料

(1) 通年利用(学期中+長期休業期間)の場合

区分	利用料
1.基本利用 学期中(下校時から17時30分)及び 長期休業期間(8時30分から17時30分)	月額5,000円
2.土曜利用(土曜日の8時30分から17時30分)	月額1,000円 基本利用に追加
3.延長利用(17時30分から18時00分)	月額1,000円 基本利用に追加

○教材費、おやつ代等は別途かかります。

(2) 学校の長期休業期間(春・夏・冬休み期間)のみの場合

区分	期間	利用料
1.基本利用 (8時30分から17時30分)	4月春休み	2,500円
	7月夏休み	2,500円
	8月夏休み	5,000円
	12月冬休み	2,500円
	1月冬休み	2,500円
	3月春休み	2,500円
2.土曜利用(土曜日の8時30分から17時30分)		月額1,000円 基本利用に追加
3.延長利用(17時30分から18時00分)		月額1,000円 基本利用に追加

○教材費、おやつ代等は別途かかります。

○学校の長期休業期間によっては、変更となる場合があります。

(3) その他

児童扶養手当を受給されている方については、利用料を一部助成します。

助成については、申請が必要ですので、保健福祉課厚生係までご連絡ください。

5 利用開始までの流れ

(1) 利用申込み



(令和3年10月1日(金曜日) から 令和3年10月29日(金曜日))

申込書類をご準備のうえ、書類一式を申込み期間内に提出してください。

年度途中からの利用、長期休業期間のみの利用の場合も、申込期間内に提出してください。

(2) 利用調整



受付をした書類を審査します。

場合によっては、面接をさせていただくことがあります。

(3) 審査結果の通知



通年利用の場合：2月頃

長期休業期間のみの利用の場合：利用希望期間の開始月の前月下旬頃までに通知

利用決定

3月上旬に利用説明会や書類の提出等必要な手続きを行います。

利用不承諾

定員超過により、待機を希望された方は、定員に空きが生じ次第、順次利用の決定を行います。

(4) 利用開始

利用決定通知書に記載されている日からの利用となります。

6 利用について

○クラブのきまりを守れない場合や、他の子どもへの暴力行為・迷惑行為がある場合は退所となることがあります。

○開所時間内に必ずお迎えをお願いします。

○育児休業中の方は、復職日から児童クラブの利用が可能となります。

○児童が故意に児童クラブの施設や物品を破損した場合は弁償していただくことがあります。

○審査結果の通知が届く前に、児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、保健福祉課厚生係（85-1800）までご連絡ください。

7 申込書類提出先・問い合わせ先

森町役場保健福祉課厚生係（電話 0538-85-1800）

〒437-0215 周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター1階